

6. 土地改良事業等実施中における事故防止等の安全対策の強化について

平成4年7月1日 4-58

農林水産省構造改善局建設部長から各地方農政局建設部長、北海道開発局農業水産部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長、農用地整備公団業務部長あて

近年の農村地域における都市化及び混住化の進展に伴い土地改良施設にかかる安全対策のより一層の徹底を図る必要が出てきている。

土地改良事業等の実施中で、かつ造成した施設を管理予定者に管理委託又は譲与するまでの間にあっては、施設の設置及び管理にかかる危険防止等の安全対策の責任は事業の実施主体にあるので、土地改良事業等の実施中においては、事業の実施主体は工事の施工中はもとより管理予定者に施設の管理委託等が完了するまでの間、事故の発生を未然に防止するため、造成施設の周辺住民に対し危険防止等について十分に注意を喚起するほか、関係諸規程を踏まえ安全対策に万全の措置をとるよう留意するものとし、下記の事項に十分配慮されたい。

最近の例では、土地改良事業等の実施中に事業で造成した施設において事故があった場合には、安全対策の責任は、事業に要する費用の負担者として補助金を交付する国及び分担金を負担する土地改良区に対しても問われる場合があったことから、土地改良施設における事故発生の防止のため、事業の実施主体のみならず、施設の予定管理者並びに市町村、土地改良区等の関係機関が一体となって、事故防止についての啓蒙普及を行うなど、施設周辺の安全対策について十分配慮する必要がある。

なお、貴職管下の都道府県等関係機関に対しても、この趣旨の徹底を図られたい。

記

- 1 工事の実施に際しては、施工箇所周辺の状況に応じ、周辺住民に対し工事の内容、工事の期間、危険区域、危険防止対策等について周知徹底を図るとともに、関係諸規程を踏まえ、バリケード、防護柵、立札等を設置し、事故防止措置に努めること。
- 2 事業によって造成される用排水路、ため池及び農道等の施設については、水路内への転落防止及び危険区域内への立ち入り防止等のため、関係諸規程を踏まえ、当該施設の規模、構造、周辺の土地利用状況を考慮して、必要な箇所に適切な構造形式をもった安全施設を設置すること。